専任の宅地建物取引士が自由業を兼業する申立書

　当社にて雇用している、下記の専任の宅地建物取引士は、宅地建物取引業を営む同一建物内で、かつ個人事業として自由業（行政書士・司法書士業）を営んでおりますが、宅地建物取引業の営業時間内は、本自由業の営業を行っていないため、専任の宅地建物取引士の専任性・常勤性ともに差し支えありません。

　　上記について、相違ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　商　　　号

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　専任の宅地建物取引士

　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名 ※

　※専任の宅地建物取引士本人が必ず自署のこと